

第 2 号

# 中間管理住宅入居者募集

- ◆ 賃料20,000円/月
- ◆ 敷金40,000円（賃料2か月分）

【入居可能日】  
2022年8月1日～  
2025年3月31日まで

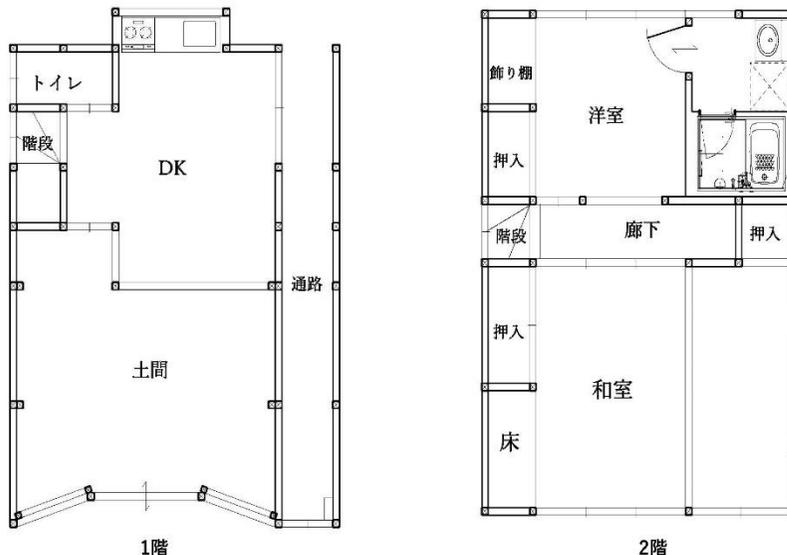
## 改修後の写真



四万十町十川224-15  
( 十 和 地 区 )

## 間取り

第2号中間管理住宅（十川）



【お問い合わせ先】

四万十町役場 にぎわい創出課 移住定住係  
担当：小野川、稲井 ☎0880-22-3281

# 入居者を募集します



回 覧

## 中間管理住宅とは

移住定住の促進を目的として、町内の空き家を整備し、希望者に賃貸する住宅です。

### 入居資格

中間管理住宅に入居できる者は、自治会に加入し近隣住民と積極的に交流する意思があり、その者及びその同居人に租税公課の滞納がなく、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に該当しない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 町外から転入して四万十町に居住しようとする者
  2. 町外から転入し、継続して四万十町に居住する意思のある者
  3. 原則として、50歳以下2名以上で世帯を構成し、継続して四万十町に居住する意思のある町内在住者
- ※入居には連帯保証人が必要です。

### 入居者の選考

申請書類の審査等で入居者を決定します。

### 入居期間

入居期間は、原則として契約締結日から2年です。ただし、協議の上、期間満了時の翌日を始期とする新たな賃貸借契約を締結することができます。

### 申込受付期間 **※令和4年7月6日(水)～令和4年7月19日(火) 17時必着**

入居申請をされたい方は申請書をご提出ください。

※申込書の様式は、町のホームページからダウンロードできます。

※様式は、四万十町役場にぎわい創出課(西庁舎2階)の窓口でもお受け取りが可能です。